保 医 発 第 0 9 2 8 0 0 4 号 平成 1 9 年 9 月 2 8 日

地方社会保険事務局長殿都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿 都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

標記については、「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成18年3月6日保医発第0306007号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第322号)が公布され、平成19年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成19年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

(別表) I の検査の内視鏡の一般的名称欄の「超音波内視鏡観測システム」の次に次のように加える。

カプセル型撮像及び追跡装置